

第三十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和三十四年十二月二十九日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 瀬戸山三男君
理事 鍛冶 良作君 理事 小島 徹三君
理事 小林 銚君 理事 田中伊三次君
理事 福井 盛太郎君 理事 井伊 誠一君
理事 菊地養之輔君 理事 黒田 壽男君
理事 健太郎君 一萬田尙登君
大養 健君 河野 一郎君
櫻内 義雄君 薄田 美朝君
世耕 弘一君 竹山祐太郎君
中村 梅吉君 南條 徳男君
馬場 元治君 濱田 正信君
浅沼稻次郎君 猪俣 浩三君
久保田 豊君 鈴木茂三郎君
三宅 正一君 中村 高一君
水谷長三郎君 志賀 義雄君

昭和三十五年二月九日(火曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君
理事 鍛冶 良作君 理事 小島 徹三君
理事 小林 銚君 理事 田中伊三次君
理事 菊地養之輔君

出席政府委員

法務政務次官 中村 寅太郎君
検事長(大臣官房経理) 大澤 一郎君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局経理局) 栗本 一夫君

一月三十日

委員中村高一君辞任につき、その補欠として正木清君が議長の名で委員に選任された。

二月三日

委員櫻内義雄君辞任につき、その補欠として吉田茂君が議長の名で委員に選任された。

同月四日

委員浅沼稻次郎君、久保田豊君、黒田壽男君、鈴木茂三郎君、正木清君及び、水谷長三郎君辞任につき、その補欠として阿部五郎君、上林與市郎君、坂本泰良君、伊藤卯四郎君、吉川兼光君及び田中幾三郎君が議長の名で委員に選任された。

二月八日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
法務省及び裁判所関係の予算に関して説明聴取

○瀬戸山委員長 これより会議を開きます。

まず国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。すなわち、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため、本会期中において、裁判所の司法行政に関する事項、法務行政及び検察行政に関する事項、国内治安及び人権擁護に関する事項、以上の各事項につきまして、小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして国政調査を実施することとし、規則の定めるところにより書面をもって委員長から議長に対しその承認を求めることといたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○瀬戸山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○瀬戸山委員長 次に、裁判官の報酬

等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千八百十円」を「八万三千九百円」に、「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に、「七万五千六百十円又は六万五千四百九十円」を「七万六千円又は六万五千五百円」に改める。

別表判事、判事補及び簡易裁判所判事の各項を次のように改める。

判事		判事補	
一	八一、八〇〇円	三	三五、二〇〇円
二	七八、八〇〇円	四	三一、九〇〇円
三	七五、七〇〇円	五	三〇、一〇〇円
四	七〇、六〇〇円	六	二八、二〇〇円
五	六五、五〇〇円	七	二五、六〇〇円
六	六〇、五〇〇円	八	二一、三〇〇円
七	五五、八〇〇円	九	二〇、三〇〇円
八	四三、一〇〇円	十	一八、三〇〇円
九	三八、九〇〇円	十一	一五、三〇〇円

判事		判事補	
一	八一、八〇〇円	三	三五、二〇〇円
二	七八、八〇〇円	四	三一、九〇〇円
三	七五、七〇〇円	五	三〇、一〇〇円
四	七〇、六〇〇円	六	二八、二〇〇円
五	六五、五〇〇円	七	二五、六〇〇円
六	六〇、五〇〇円	八	二一、三〇〇円
七	五五、八〇〇円	九	二〇、三〇〇円
八	四三、一〇〇円	十	一八、三〇〇円
九	三八、九〇〇円	十一	一五、三〇〇円
十	二八、二〇〇円	十二	一三、三〇〇円
十一	二五、六〇〇円	十三	一一、三〇〇円
十二	二一、三〇〇円	十四	一〇、三〇〇円
十三	二〇、三〇〇円		
十四	一八、三〇〇円		

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
一般職の職員の給与改定に伴い一部の裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九号中「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円を」五万三千五百円又は四万六千六百円に改める。

別表検事及び副検事の各項を次のように改める。

検事	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
八、八〇〇円	七、八〇〇円	七、七〇〇円	七、六〇〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、五〇〇円	五、三〇〇円	四、六〇〇円	四、三〇〇円	三、八〇〇円	三、五〇〇円	三、一〇〇円

副検事	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
三〇、一〇〇円	二八、二〇〇円	二五、六〇〇円	二二、三〇〇円	二〇、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由
一般職の職員の給与改定に伴い一部の検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

理由

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一〇二人」を「一、一五二人」に、「七三〇人」を「七四〇人」に改める。

第二条中「一万九千九百三十四人」を「二万七千人」に改める。

附則

この法律中第一条の改正規定は昭和三十五年四月十七日から、第二条の改正規定は同月一日から施行する。

理由

第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数及び裁判官以外の裁判所の職員員数を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山委員長 各案について順次提案理由の説明を聴取することとしたします。中村法務政務次官。

○中村政府委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改定を行なうこととし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおり

ますことは、御承知の通りであります。

この裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する法律案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、一部の裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額を改正しようとするものであります。以下改正の要点を説明いたします。

まず第一に、一般の政府職員については、中級職員の給与の改善を行なうこととしたしておりますので、月額三万円以下の報酬または俸給を受ける裁判官及び検察官につきましても、これに準じてその報酬または俸給の各月額を増額しようとするものであります。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事につきましては、さきの改正によりまして暫定手当の一定の額が報酬または俸給の各月額に繰り入れられ、百円未満の端数を生じておるのでありますが、今回、一般の政府職員について俸給表を整備し端数の整理を行なうこととしたしておりますので、これに準じて右に述べました裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額について百円未満の端数を切り上げる等の措置を講じようとするものであります。

この改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和三十五年四月一日から施行しようとするものであります。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いた

します。

この法律案の改正点の第一は、第一審特に地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、下級裁判所の裁判官の員数を改めることにした点であります。

政府におきましても、つとに第一審の充実強化のため種々努力を重ねて参り、その第一歩といたしまして、去る昭和三十三年以来、判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正及び前後二回におたる裁判所職員定員法の一部改正により、第一審における裁判官の充実のための措置をとりましたことは、すでに御承知の通りであります。

このたびの改正は、この第一審充実強化方策の一環といたしまして、特に裁判官の負担が過重となつてゐる地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかることと、この際地方裁判所と簡易裁判所との間の事件負担の均衡、裁判官の欠員の状況等を勘案して、裁判官の定員構成を現行に即したものとすため、さしあたり人員確保の見通し等を考慮した上、判事の員数を五十人増加するとともに、簡易裁判所判事の員数を三十人減少しようとするものであります。

改正点の第二は、裁判所における事件数の増加、諸設備の拡充、整備等による事務量の増大に伴い、裁判官以外の裁判所の職員員数を改めることにした点であります。家庭裁判所におきましては、去る昭和三十一年以来、家庭に関する事件の審判または調停で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対してその義務の履行を勧告し、または命令する等の制度が実施されるようになったこと、並びに近年少

年の保護事件がますます増加の傾向にあること等に伴いまして、これらの事件の処理に必要な調査等の事務をつかさどる家庭裁判所調査官の事務量が著しく増大して参りましたので、その数を増加する必要があるものと考えられるのであります。また、地方裁判所及び家庭裁判所における諸設備の拡充、整備に伴いまして、諸般の労務等に従事する用人の数を増加する必要が生じました。このたびの改正は、これらの必要に應ずるため、裁判官以外の裁判所の職員の数に八十三人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○瀬戸山委員長 この際、国会法第七十二条の規定による最高裁判所の長官またはその指定する代理者の出席説明に関する件についてお諮りいたします。

今会期中におきまして、本委員会の審査または調査に關し、最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出席説明の要求がありましたとき、その承認に關する決定につきましては、そのつど委員会に諮ることなく、その取り扱いを委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○瀬戸山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○瀬戸山委員長 これより法務省及び裁判所関係予算につきまして、当局より説明を聴取することといたします。まず第一に、法務省関係予算について、大澤経理部長より説明を求めます。

○大澤政府委員 例によりまして、昭和三十五年度法務省所管予算の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十五年度の法務省所管の予算経費の要求額は二百八十六億九千七百九十三万四千四百六十五円四千三百一十一円に比較しますと二十一億四千九百四十八万二千二百円の増額となつております。増額分の内訳を大別いたしますと、第一は、人件費関係の十七億五千五百二十七万二千二百円でございます。

第二は、警備施設費の一億三千八百八十八万八千円でございます。第三は、その他一般事務費としての二億五千六百二十二万二千円となっております。

この増減の詳細につきましては、別途御手元に差し上げてあります資料「昭和三十五年度予算査定額主要科目別分類概要」に基づきまして御説明申し上げます。

まず第一の、人件費の十七億五千五百萬円でございしますが、これは昨年七月の人事院勧告に基づきまして夏季手当〇・一カ月分増額支給に伴います職員特別手当及び中級職員等の給与改善に伴う所要経費並びに昇給等に要する職員俸給等が増額されたものが大部分であります。

なお、人件費に關連いたしまして、三十五年度は定員職員二百名の増員がなされております。

その内訳について簡単に申し上げますと、第一に、法務省の百四十二名の増員でございます。これは法務局における主要事務の登記、台帳事務が逐年増加の一途をたどり、昭和三十四年度では登記、台帳事務の一人当たり処理件数が八千件を上回る状況で、もはや能力の限界を越えるものであり、よつて実際に地方公共団体、農業委員会、司法書士会等の外部の応援によつて辛うじてまかなわれていた状態でありまして、今後事件数は上昇するとも下回することは考えられない状況からいたしまして、職員の超過勤務による執務強化、事務の簡素化、機械化等による効率化をもつてしても処理し得ない実情にありまして、かかる事態に対処し、登記事務の迅速化、適正化をはかるための増員であります。

第二に、検察庁における検事十名の増員でございます。

これは著しく当事者主義化した現行刑事訴訟法のもとにおいては、公判審理の促進は、検察官の立証活動の迅速化、活発化に負うところが甚だ大であります。しかるに、現在の検事の数をもつては、裁判所の部の増設等に対応する十分な公判要員が得られない実情でありますので、公判準備に万全を期することができず、立証活動も必ずしも満足に行なわれていないといひがたく、これを充実にするために捜査事務を犠牲にする結果ともなりますので、これがため捜査能力の低下を来いたしますときには、最近の犯罪情勢特に青少年犯罪の増加に対処し、適確な処理を行なうことがいよいよ困難となりまふのみならず、捜査不十分による公判の紛糾、遅延を来すという

悪循環に陥ることになるので、かかる事態に対処し、公判審理の迅速化、充實化をはかり、あわせて捜査事務の弱体化を防止するための増員であります。

第三は、少年院の教官二十五名の増員でございます。最近における青少年の非行化の傾向は、少年院にあって被収容少年の人員の増加とその質の悪化という現象を呈しておりまして、これに對する教化活動はいよいよその重要性を増加しております。かかる状況から、この実情に對処する十分な教化活動を期待し得ない状況にありまして、少年の反社会性を矯正するには、教官のしんぼう強い訓練に待たなければならぬのであります。かかる事態を解決し、効果的な補導教化をはかるための増員であります。

第四は、東京入国管理事務所羽田空港出張所の事務増員に伴う入国審査官十五名の増員であります。羽田空港における出入国者数は急激に増加しており、たとえ昭和三十年には一日平均三百五十三人でありましたが、昭和三十三年には一日平均六百四十五人を数える状況であります。しかも各航空会社のジェット機使用により、この出入国者数は総体的に飛躍的に上昇するのみならず、一時点に集中することが推測されます。かかる事態に對処し、適確、迅速な出入国管理を行なうための増員であります。

第五は、人権擁護局における三名の増員であります。人権擁護局の定員は、現在局長以下十三名にすぎないため、調査事務に支障を来しておひいては国民の人権に重大な影響を及ぼす結果ともなりかねないため、かかる事態に對処し、人権侵害事件調査の迅速化、適正化をはかるための増員であります。

第六は、司法試験法改正と司法試験の事務量の増加に伴い司法試験の円滑適正な実施をはかるための五名の増員であります。

以上が増員の概要であります。次に、一般事務費の増減の内容について御説明申し上げます。総てで二億五千六百萬円の増額となつております。これは一言にして申し上げますと、主として事務量の増加等にスライドして増額されたものであります。内容的には、前年度予算編成方針と同様の三割ないし五割の節約が標準予算経費を除きまして課せられましたため、前年度に比較し減額になっておりますものもございします。また、反対に新規に増額されたものもございします。そこで簡単に別紙資料の順序に従い、科目別にその増減の内訳について御説明申し上げます。

第一に、旅費関係でございます。総額としては一千二百三十六万六千四百の増額となっております。しかし、増額となったものもございまして、三十四年度より実施いたしております現行の不動産登記制度と土地台帳及び家屋台帳の一元化作業にあわせ計量法施行法の規定による不動産登記法、土地台帳及び家屋台帳の面積の表示を書きかえる作業を三十五年度より本格的に実施するにあたりまして、それに要する関係旅費で一千三百六十萬円、また、在日朝鮮人の北鮮帰還に伴う業務処理に要する旅費として五十萬円等が新規に、それぞれ増額されまふとともに、

それに検察庁における直接検察活動に要する検察旅費、保護観察所における被保護者等を観察補導するに要する補導旅費、及び国籍関係調査旅費、人権擁護委員旅費等が事件数の増加に伴いそれぞれ増額されておりますが、それに対し、前年度限りの経費として計上されておりました参議院議員並びに地方議会議員選挙に対する選挙取り締まり旅費及び刑務所における収容予定人員の減に伴う護送旅費の減額及び先ほど申し上げました節約による減額等がありましたが、総体として一千二百万円の減少となったものであります。

第二に、庁費関係であります。これは総額で、一億二千三百三十六万六千円の増額となっております。増額のおもなものは、まず第一に、法務局における不動産登記制度と土地台帳及び家屋台帳制度の一元化等作業に要する用紙代等として五千九百万円、及び事務能率器具購入費として五百万円が増額されております。

第二に、刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の収容者に対する処遇改善の一環といたしまして、収容者に給与いたしますところの日用品の単価の増額をはかりました。少年院については一日収容予定人員で六百人、少年鑑別所で二百人の収容増加を見込んでおりますので、その人員増に伴います経費の増加分等を含まして五千二百万円の増額がなされております。

第三が、在日朝鮮人の北鮮帰還業務処理に要する経費として三百万円が増額されております。

第四が、旅費関係と同様、事務量の

増加に伴う分といたしまして、登記関係係費その他が増額されており、その金額が六千九百万円ほどになっております。

以上の増額に対しまして、参議院議員等選挙取り締まり庁費、及び昨年度行なわれた外国人登録証明書の大量切りかえに要しました経費がそれぞれ前年度限りの経費として減額されたほか、節約等による減額がありましたが、差し引き総体として一億二千万円が増額になったという次第であります。

第三に、その他といたしまして、取り扱ひ件数の増加にスライドしまして、保護司実費弁償金、刑務作業原材料費、収容者作業賞与金及び都道府県警察実費弁償金等がそれぞれ増額になっております。また、最近の公安情勢を考慮いたしまして、公安関係の調査活動費が増額されております。これらを合計しまして一億四千五百万円の増額と相なるわけであります。

第四といたしまして、営繕費の一億三千八百八十八万八千円の増額がございします。営繕費についてはこのほか官庁営繕費といたしまして建設省所管に三億三千三百四十八万八千円が計上されております。これも前年度に比較いたしますと、七千五百六十六万円の増額となっております。

以上簡単に増加額の内容について概略申し上げて参りました。次に、三十五年度予算におきまして新規に予算の計上を見ました事項について御説明申し上げます。

第一に、非行青少年対策の一環として新設するとともに、前に申し上げました検事及び少年院教官の増員等により

まして、その機能の強化、充実をはかることになっております。

それにあわせまして、保護会に収容保護するにあつての更生保護委託費のうち、食事つき宿泊費の単価を三円五十銭増の八十五円に改訂いたし、その内容の充実をはかるとともに、新たに全国百四十五カ所に青少年担当保護司を一カ所に二名ずつ配置することによりまして、青少年の補導援護の強化を期することになりました。それに要する特殊勤務保護司の実費弁償金といたしまして一日三百円、月五日、合計五百二十二万円が新たに計上されておるのであります。

なお、このほか青少年対策の経費といたしまして、検察庁関係においては、対策資料作成費及び精神鑑定謝金等として二百二十万円の増額がなされております。また少年院においては、日用品単価の増、施設管理維持経費の増額を行なうとともに、映画演劇等教育謝金の増額によりその処遇教化面の改善、充実化をはかっております。

第二に、本年五月東京において開催を予定されております刑法における人権擁護に関するアジア地域セミナーの開催の運営に要する経費といたしまして、二百十三万七千円が新たに増額されております。

以上、法務省所管歳出予算について概略御説明申し上げます。

なお、このほか名古屋刑務所及び福岡刑務所の移転に伴う施設取得にかかるとともに、総額十五億五千万円の国庫債務負担行為を要求いたしております。

終わりに当省主管歳入予算について、一言御説明申し上げます。

思いいます。昭和三十五年度法務省主管歳入予算額は六十四億六千八百六十五万五千円でございます。前年度予算額六十億四千二百二十一万六千四百九十九円と、四億一千九百六十四万九千九百円の増額となっております。その増額のおもなものは、罰金及び没収金並びに刑務所作業収入でございます。過去の実績等を基礎として算出されたものでございます。

以上をもつて法務省所管昭和三十五年度予算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○瀬戸山委員長 次に、裁判所の予算につきまして、最高裁判所兼本総理局長より説明を求めます。

○栗本最高裁判所長官代理者 昭和三十五年裁判所所管の予算につきましては御説明申し上げます。

第一に、昭和三十五年度裁判所所管予定経費要求額の総額は百三十八億三千三百九十三万九千九百九十九円、これを前年度予算総額百二十三億九千五百四十九万九千九百九十九円と、差し引き十四億三千八百六十四万九千九百九十九円に増加しております。この増加額の内訳を大別して申し上げますと、まず人件費において十億三千六百六十六万、それから裁判所庁舎の新築補修等の経費において二億五千九百九十九万、裁判に直接必要な経費、つまり裁判費において一億九千九百九十九万、一般司法行政事務を行なうために必要な旅費、庁費等におきまして五千七百万円と、この合計が前述の増加額となるのであります。

次に、昭和三十五年度予定経費要求額のうち、おもな事項について御説明申し上げます。

まず営繕費でございますが、これは裁判所庁舎の継続工事二十二庁、新規工事十五庁の新営工事費として十億五千万円が計上され、そのうち東京地方裁判所刑事部庁舎の新営工事費分といたしまして、五億五千万円であり、その他法廷の増築、裁判所庁舎の補修等の施設整備費として一億三千三百万、営繕費として二千四百三十一万円、合計十二億四百三十一万二千円が計上されました。

なお、このほか、実質上の営繕費として、裁判所書記官研修施設取得のため四億五千万円を限り、昭和三十六年度において国庫の負担となる契約を昭和三十五年度に結ぶことが認められました。

次に、訴訟の迅速適正な処理に必要な経費でございますが、第一審の裁判を強化し、裁判の適正と事務能率の向上をはかるための経費として、まず判事二十人を増員するために必要な人件費二千七百七十七万九千九百九十九円、訴訟促進協議会出席旅費等として五百二十一万九千九百九十九円、書記官等の超過勤務手当として九百八十八万九千九百九十九円、自動車二十台の購入費として千五百九十九万九千九百九十九円、事務能率器具、図書及び資料印刷費等といたしまして、一億三千九百九十九万九千九百九十九円が計上されました。

なおこのほか、簡易裁判所判事から判事へ三十名の組みかえが認められ、裁判に直接必要な経費であり、また、国選弁護人の報酬、証人、鑑定

額のうち、おもな事項について御説明申し上げます。

まず営繕費でございますが、これは裁判所庁舎の継続工事二十二庁、新規工事十五庁の新営工事費として十億五千万円が計上され、そのうち東京地方裁判所刑事部庁舎の新営工事費分といたしまして、五億五千万円であり、その他法廷の増築、裁判所庁舎の補修等の施設整備費として一億三千三百万、営繕費として二千四百三十一万円、合計十二億四百三十一万二千円が計上されました。

人、調停委員等の旅費、日当、その他裁判に直接必要な旅費、庁費等として十四億九千二百万円余りが計上されました。

次に、裁判官等の待遇改善費でございますが、これはまず裁判官の管理職手当は前年度三百八十二人のほかに新たに百二十七人が増加いたしました。合計五百九十九人が認められるとともに、このうち八十七人につきましては、支給率が二%から一八%に増額されました。その経費として六千九十四万円余りでございます。

次に、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の俸給の調整を、現行の八%から一六%に増額するための経費といたしまして、一億九百万円余りがそれぞれ計上されました。

次に、家庭裁判所の整備充実に必要な経費でございますが、これは家庭裁判所の事件の処理の適正円滑をはかるため、家庭裁判所調査官二十人の増員及び家庭裁判所調査官補から家庭裁判所調査官への三十人の組みかえが認められました。この費用は合計千五百七十六万円余りとなっております。

次に、調停制度の充実強化に必要な経費でございますが、これは調停委員の日当が現在四百四十円でございますのを四百八十円に増額され、これに必要な経費は二千八百六十一万円余りとなっております。

それから、調停制度及びその運営に関する研究、調停委員の知識の向上、調停制度の普及徹底等を目的とする日本調停協会連合会の事業を助成奨励するための補助金として六百七十九万円が計上されました。

以上が昭和三十五年度裁判所所管予

定経費要求額の概要でございます。何とぞ慎重御審議のほどお願いいたしますと思ひます。

○瀬戸山委員長 質疑がありますか。

○志賀(義)委員 質問ではありませんが、法務省に伺います。先ほどの御説明の中で、特に法律に規定された名称がありまね。たとえば破壊活動防止法というのがありますね。それに対する調査費用というものは——この資料の四枚目の二の項目の中に反民主主義活動対策経費というのがあります。反民主主義というのとは法律のどこに根拠を置かれてこういうことを書かれたのですか。破壊活動防止法の中にはそういう文句はありませんが……。

○大澤政府委員 ただいま御指摘のように、反民主主義活動というのは法律用語ではございません。

○志賀(義)委員 ないのをなぜここにお書きになったのですか。予算というものは法律に基づいて要求しなければならぬものでしょう、これはどこから持ってきたのですか。

○大澤政府委員 通常の言葉で使したのであります。法律の各科目の中ではさような言葉は使っておらないのです。

○志賀(義)委員 それをどうしてここで使われたのですか。あなた方法務省の間の通用語ですか。

○大澤政府委員 この資料の主要事項の予算についての御質問と思ひますが、一の青少年非行防止経費というのも法律上の言葉ではございません。これにつきましては補導援助に伴う旅費、庁費というのは予算上の言葉でございまして、通常青少年関係の非行、犯罪関係に要する経費というものを青少年非行防止経費というように形で慣用しておりますので、その意味で使いましたので、他意はございません。

○志賀(義)委員 きょうは別にここで質疑応答をやろうというのじゃないのです。説明を伺っておくのですから、本舞台はこの次からになりますけれども、非行というのはよく新聞なんかに出て、非行少年とかいってこれは今の社会通念でも通る言葉です。反民主主義というのは、マッカーシズムの関係で非常に微妙な言葉でしょう。そういうものをそのままこういうところに書かれると困るのですよ。帰って一つ相談して、この次説明できるようにしておいて下さい。きょうはそれだけ申しておきます。

○瀬戸山委員長 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

昭和三十五年二月十一日印刷

昭和三十五年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局